

第3回松江市土地利用制度の見直しに係る税のあり方検討委員会 議事録

1 日時 令和7年7月31日(木) 10時00分～12時00分

2 場所 松江市役所本庁舎3階 第二常任委員会室

3 出席者

(1) 委員

田中治会長、折田昌弘副会長、大谷隆行委員、岸本定朝委員、佐田尾久幸委員、高須佳奈委員、出川浩明委員、野村悟委員、花形泰道委員、本多千景委員、森佳子委員

(欠席 越野浩昭委員)

(2) 事務局

佐目財政部長、黒川財政部次長、恩田産業経済部次長、陶山まちづくり部次長、永島固定資産税課長、勝部市民税課長、石倉税務管理課長、澤端定住企業立地推進課長、大島財政係長、多々納土地第一係長、石川家屋償却資産係長、平塚諸税係長、加藤税制係長、仲田主任、山野主任、古田副主任、周藤副主任、坂本副主任

4 議題

(1) 具体的な課税シミュレーション

(2) 代替財源についての検討

5 議事の要旨

(1) 議事(1)から(2)について 資料により説明

6 会議経過

別紙のとおり

7 担当課

松江市財政部税務管理課

電話：0852-55-5141

6 会議経過

項 目	内 容
<p>開会</p> <p>石倉課長</p>	<p>皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただいまより、「第3回 松江市土地利用制度の見直しに係る税のあり方検討委員会」を開催いたします。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます、税務管理課の石倉でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日の会議は松江市情報公開条例第30条の規定により、全て公開として開催いたします。</p> <p>それでは開会に当たりまして、田中会長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>1. 開会あいさつ</p> <p>田中会長</p>	<p>それでは開催にあたりまして一言申し上げますさせていただきます。</p> <p>本日はお暑い中ご参集いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今日が3回目になりますが、可能であれば、今日である程度明確な方向性を見出すことができればと考えております。</p> <p>もちろん無理強いするつもりは全くございませんので、委員の皆様のご意見を踏まえた上で方向性を決めていきたいと思っております。</p> <p>冒頭に2つ申し上げたいことがございます。</p> <p>1つはそもそもこの委員会が設置された出発点に立ち返る必要があるということです。この委員会は松江市において都市化をする地域と、そうでない地域の線引きを廃止するということがそもそもの出発点でした。</p> <p>この線引きを廃止するとはどういうことかということ、松江市全体での発展をはかる、あるいは重要度が高いものを市全体として遂行していくところから、この委員会が設置されたということに立ち返る必要があるということが1点目です。</p> <p>2つ目は税の話はどうするかということになりますが、税の議論というのは日常生活とは少しズレたところがあり、物の売買という対価関係とか、あるいは損得の関係性が税の議論では全くなくてよいとまでは言いませんが、その市の公共性が高い、例えば、道路や港湾、公園を整備するとか、あるいは医療や教育、介護をみんなで力を合わせて優先的に実施していくという、日常生活とは少し違う論理を用いて議論していくことになると思います。</p> <p>そういう税制度の仕組みや、組み立て、あるいは税の歴史とか、その税の正当性について丁寧に検証していくということが基本になると思</p>

	<p>いますので、そういう意識を持っていただきながら議論をすることができればと考えております。</p> <p>今、私が申し上げたことを頭の片隅にでも置いていただきながら、委員の皆様のご忌憚のない率直なご意見をちょうだいしたいと思っております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
2. 委員紹介	
石倉課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委員に異動がございましたのでご報告いたします。</p> <p>松浦委員のご逝去に伴い、ご後任に花形様を、蔦谷委員のご退職に伴い、ご後任に佐田尾様をそれぞれ7月31日付けで委員に委嘱させていただきましたので、ここにご報告いたします。</p> <p>なお、各委員の任期は検討委員会条例第4条第1項の規定に基づき、前任者の残りの任期令和7年12月10日となっております。</p> <p>まず初めに、花形委員から一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
花形委員	<p>～挨拶～</p>
石倉課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして佐田尾委員、お願いいたします。</p>
佐田尾委員	<p>～挨拶～</p>
石倉課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、今回が初の出席となります森委員からも一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
森委員	<p>～挨拶～</p>
3. 会議成立宣言	
石倉課長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>なお、本日、越野委員につきましては急遽ご予約が入り、欠席のご連絡をいただいておりますが、委員の過半数が本会議に出席しておりますので、検討委員会条例第6条第2項の規定に基づき、本会議は成立していることをご報告いたします。</p>
<p>4. 議事</p> <p>石倉課長</p> <p>田中会長</p> <p>事務局</p> <p>田中会長</p>	<p>それでは、議事に入る前に事務局からお願いがございます。</p> <p>本会議では議事録作成のためレコーダーで録音を行っていますが、マイクを通した音源のみ録音する仕組みとなっております。ご発言の際は、必ずマイクのご使用をお願いします。</p> <p>これから議事に入ります。議事の進行は検討委員会条例第6条第3項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。</p> <p>それでは田中会長、よろしくお願いたします。</p> <p>それではこれより議事に移ります。</p> <p>今回は、前回ご要望のあったより具体的な課税シミュレーションについて事務局から説明をいただき、そのシミュレーション結果と、松江市における都市計画税の歴史や仕組みといったそれぞれからの分析を踏まえて、代替財源をどうするのかという議論になります。</p> <p>それではまず、次第の2. 議事「(1)具体的な課税シミュレーション」から、「(2)代替財源についての検討」までを、事務局より一括して説明をお願いいたします。</p> <p>～資料説明～</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>今、事務局から、具体的な課税シミュレーションからの検討及び、松江市における都市計画税の歴史からの検討について、詳細な説明をいただきました。</p> <p>これからその説明を踏まえて議論に移りますが、その前に、ここまでの説明について、事実とか、数値の確認のためのご質問をお聞きしたいと思っておりますが、ございますでしょうか。</p> <p>では、これからの委員のご発言の中で必要があれば、その旨をご発言願えればと思っております。</p> <p>それでは検討に入りたいと思っております。</p>

冒頭の挨拶の中で少しお話させていただいたことと関係するのですが、今、事務局から地域別とか、あるいは産業別に行ったシミュレーションについて説明いただいたんですが、端的に言うと、都市計画税を廃止して固定資産税、あるいは、固定資産税と住民税を代替財源とした場合、税負担が増える方、税負担が減る方がいるということになります。

この議論で注意する必要があることは、損得関係だけで言うと、税負担が減る人は、「やった」と喜ぶし、税負担が増える人は、「なんだそれは」となる。

しかし、税の議論で個人レベルの話をするとうちがたがつかなくなり、本来の税の議論である、その地域、あるいは国において、優先順位の最も高い公共の仕事をみんなでどう支え合うのかという大きな視点からの議論ができなくなってしまう。

税の議論において、それはあまりいいことではないと思っています。

そういう小異を完全に捨てるまでは言いませんが、できるだけ小異として見て、松江市の発展にとってどういう制度を作ることが必要かという、より大きな視点からの議論ができればいいなと思っています。

もちろん、委員の皆様のそれぞれの感想とか、ご意見を縛るつもりはありませんが、やはり税の議論というのは、そういうより公共性の大きいものに繋がっているということも、どこか頭の片隅に置いていただければありがたいと思います。

そういう点を考慮いただきながら、委員の皆様の発言をお願いしたいと思います。

委員全員のご意見をお聞きしたいので、順番にご発言をお願いできればと思います。それではまず、大谷委員からお願いします。

大谷委員

はい。

今、シミュレーションの説明をいただいて、より具体的にどうなるのかというイメージを把握させていただきましたが、いろいろなシミュレーションの説明を聞いて思ったのは、そもそもこの都市計画税をどうしようかという議論の元となったのが線引きの廃止ということで、その課税根拠について検討が始まったと思っていますが、そういう観点からいくと、今まで市街化区域の方だけに都市計画税が課税されていたのが、その区域の線引きが廃止になるということを考えると、課税ベースを広げるという、課税されてる、されてないというのを外しましょうというのが一番の根本ではないかなと思います。

あともう1つ考えないといけないのが、松江市の財政的な観点で、現状の12億をできれば減らしたくない、維持したいという、その2つが大きな問題で、単純に考えると、都市計画税という名前が使えるのか、法的にどうなのかは別の話ですが、何らかの方法で、今市街化区域に課税されている税を全市に広げて、課税の公平さを図っていくところ

かなと思っていまして、個別の話になるんですが、線引きを廃止することによって償却資産の税負担が多くなるというのが、そもそも検討するスタート時点の考えと、その償却資産が多いところはその負担が多くなるというのは、なかなか理解が得られないのかなという気がしています。

1点確認ですが、先ほど緩和地域とか、大規模住宅団地とか、宍道とかあるんですが、これ八雲は緩和地域に入るんですか。

入らないですよ。

だから八雲も含めて、緩和地域とかではなくて、例えば都市計画税が今2%ですが、全域に課税ベースを広げて、これが0.15%なのか、0.175%か分からないですが、全体の負担を公平にして税収を確保することがベースではないかなと個人的に思いました。

田中会長

はい。ありがとうございます。
続きまして岸本委員、お願いします。

岸本委員

はい。
非常に難しい問題で、事務局の方に事前説明をしていただきましたが、なかなか厳しい、難しい話で、今までの委員会でのいろいろな意見を言いましたが、先ほど大谷委員が言われましたように、線引きを廃止するというのは、私も実は該当の地域です。

田中会長が、個人的な損得の関係とは別にして論議して欲しいとおっしゃいましたが、近所に住んでいる方々に話を聞きますと、線引きが廃止されるということは都市計画税がなくなるという思いが、皆さんありました。

それはいいねという方が多くて、やっぱり該当する地域においては都市計画税が非常に重い負担になっていた。

従って、私も以前から言っていますが、財源減収の代わりに求めるのならば、薄くとはならないかもしれませんが、広く全体に求める方がいいのかなと思います。

もう1つは、12億円が減収になるということですが、もう少し財政的に切り詰めて、その辺を少し減らして税収を求めるという方法、考え方がいいのかなと思っております。

非常にこれ難しい問題で、どういう方法があるかなということを考えながら今日も出てきましたが、なかなか、12億という代わりの財源を求めるというのは難しいなあと思っておりますが、松江市の方向性とか、これからいろいろな事業に取り組んでいくわけですので、必要な財

源であり、それは私達も協力していかないといけないなと思っています。

それからもう1つは、私は農業サイドでこの委員会に出ていますが、線引きを廃止することになると、農家に対しても市街化区域以外のところは、例えば固定資産税率が上がることになれば、負担が多くなる。

その影響については前回説明いただきましたが、そんなに大きな影響はないのかなと個人的には思っております。

その辺を含めて、今後の方向性を出していくといいかなと思っております。

田中会長

はい。ありがとうございました。

続きまして高須委員、お願いします。

高須委員

はい。

非常に複雑ではありますが、その複雑さの根本が、2点の問題が同時に存在している、もしくは、1つは前からあったと思いますが、負担の公平性をどう担保するかということと、もう1つが線引きが廃止されることによって都市計画税の課税根拠が変わってしまうという、この2つが同時に起こっているということはどう解決していくかという話かなと思っています。

例えば、参考資料で22ページに都市計画税を緩和区域などに課税して、そのまま都市計画税を廃止しないという方向性も、一応シミュレーションはされているんですが、そうすると、線引きが廃止されるから都市計画税は課税しないことになるという単純理解では、もしかしたらないのかもしれない。

17ページに都市計画税が課税されていない地域の都市計画事業が進んでるから、不公平感がある。

そうすると、都市計画税を廃止することだけが負担の公平性を確保する方法ではないということも、考え方としてあるんだなあと思えました。

あと冒頭で、田中会長がおっしゃった、これってどういう意味合いを持つんだろうか。

すなわち、この先、都市計画税を廃止するということは、一体どういう意味を持つんだろうかというところの議論は、やはり必要だと改めて思ったところです。

なので、現時点で自分の考えはこうですというよりも、いろいろなことがようやく見えてきて、こんな複雑な問題の上で議論をしてるんだなということが改めて分かったというところです。

<p>田中会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 続きまして野村委員、お願いします。</p>
<p>野村委員</p>	<p>はい。 12億円の補填といいますか、そういう前提に立ちますと、「1. 固定資産税を代替財源とする」案と「2. 固定資産税と市民税とを合わせて代替財源とする」案の説明がありました。市民税を代替財源にするというのは固定資産を有しない方もいらっしゃいますので、慎重に考えるべきだと先ほど説明があったとおり、私も市民税を代替財源に入れるのは、果たして理解が得られるのかなと思っておりまして、基本的には固定資産税で補填していかないといけないのではないかなと思っております。 それと、資料については、具体的に金額がこれだけ上がりますと差額は出てるんですが、それが何%ぐらいなのかという割合を入れていただけたらなど。 それから、26ページの参考資料につきましても、固定資産税と都市計画税はあるんですが、それぞれ市民税の率も記載された方がいいかなと。 以前の資料にはあるんですが、そこら辺がどうかということと、固定資産税とか、償却資産に非常に影響があると、数字的には出てるんですが、金額が500万に対して30万だから、どうなのかというのはあるんですが、場合によっては、激変緩和と申しますか、経過措置の導入を考えていかないといけないのではないかなと感じているところです。</p>
<p>田中会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 今、野村委員からありました資料の追加については、また事務局で検討をお願いしたいと思います。 それでは続きまして本多委員、お願いします。</p>
<p>本多委員</p>	<p>はい。 本当に詳細に資料を作っていただきまして、皆様、おっしゃるような複雑な問題ではありますが、何回か議論を重ねさせていただいて、私は単純に考えてもいいのかなと思ったところです。 1つには、税ですので、やはり負担の公平性というところに重きを置くと、都市計画税を残すというのは線引きを廃止することとか、これまで都市計画区域内だけに集中して整備が行われたわけではないということもありましたし、歴史的にも、都市計画税と固定資産税がセットで改正されてきたということも拝見しますと、今回の都市計画税を廃止した</p>

場合の代替財源としては、固定資産税が適切なのかなと感じたところです。

今までの市の予算上、税収が下がった分、どこかを切り詰めば何とかなるということでも、多分ないと思いますので、なるべく余分に税が上がらないように、税率などを検討していただくのがいいのではないかなと思いました。

それから、固定資産税にすると償却資産がある、特に規模の大きい製造業の事業所の負担が増えるというところがあるとは思いますが、その辺も少し単純に考えて、例えば先ほど資料の中で誘致企業の数などが示されていたのですが、私の記憶ですと、そういった企業誘致策として、その誘致企業に対して投下資本総額によって固定資産税相当額をそのまま補助金で交付するとか、企業振興策として、その辺も誘致企業に対する配慮がなされていたと思いますので、産業振興策は、税負担の公平性というところと別に、企業振興策を検討されたらいいのではないかなと考えました。

田中会長

はい。ありがとうございました。
続きまして森委員、お願いします。

森委員

はい。
先ほどご説明いただきまして感じたことですが、税の徴収ということについては様々な観点からの考え方があると思いますが、最も重視すべきは17ページにも書いてあります、負担の公平性。

これはすべての人々に対して、負担の公平性というのが一貫して担保されている必要があるかなと感じます。

そういう意味からすると、資料にも書いてございますが、代替財源として市民税を上げるというのは少し無理があるかなと思います。

固定資産を多く所有する産業であるとか、農業なども農地を使いますが、そういったその産業ごとの特質については別途、考える必要性はあると思いますが、最も重視すべき点として、負担の公平性という観点から、単純ではありますが、代替財源について決定するのが皆様に最も理解をいただけるかなと思います。

負担が増える方もあろうかと思いますが、それでもやはり、負担の公平性。公平ということが、税については最も重要ではないかなと思いますので、そのように感じました。

田中会長

はい。ありがとうございます。
続きまして花形委員、お願いします。

<p>花形委員</p>	<p>はい。</p> <p>この問題はそもそも線引きの廃止から来ているということで、線引きの廃止により、今まで規制されてた地域が緩和されて、土地の価値とか土地の有効利用がされていくということで、土地の価値が上がっていくという意味からすると、それぞれ固定資産税の税率を上げて、その価値が高くなる場所は税金が高くなっていくというのは理解が得られると思いますが、もう一方、土地に関しての部分であるので、やはり住民税に広く負担してもらおうというのは、この線引きの話とは少し違うのではないかなと思いますので、固定資産税に負担を求めるという方に賛成はしますが、ただそうした時に、なぜ償却資産の部分まで価値が上がるのかというところ。</p> <p>線引きを廃止したからといって償却資産部分の価値が上がるわけではないので、その辺のご理解をいただけるのかという部分を負担の公平性のところで考えていかないといけないのではないかと思います。</p> <p>1つとしては、償却資産の部分抜いて固定資産税の税率を上げた課税というのができるのか、できないのか分からないですが、そういったこととか、先ほど本多委員がおっしゃったように、償却資産をたくさん持っておられる企業とか、団体に対して、別途、違う振興策を行い、ある程度、負担増になる部分を軽減していくのかというのは考えていかないといけないのではないかと感じました。</p>
<p>田中会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>続きまして出川委員、お願いします。</p>
<p>出川委員</p>	<p>はい。</p> <p>私の考えとしては、今回の線引き制度廃止の副作用としての側面が有する部分だと考えておりますので、そうした場合に影響を受ける人数が少ない方が良いと考えております。</p> <p>市民税を上げる場合ですと、今回の資料で約 97,000 人。</p> <p>固定資産税を上げるという場合、前回資料で見ると、市内在住の方だけで約 68,000 人。市民税上げるのとほぼ変わらない。</p> <p>ほぼ変わらないというのは言い過ぎですけど、約 70%が影響を受けるとい状況にあります。</p> <p>あと税負担の公平性の観点からすると、先ほど高須委員もおっしゃいましたが、都市計画税を廃止することが税負担の公平性に資するというふうにはならないと私も考えておまして、土地の利用度、施設の充実に応分した税負担をすることが税負担の公平性に資すると考えており</p>

	<p>ますので、そういった面から言うと、私の考えとしては都市計画税を維持した上で、その適用範囲を土地の利用度に応分した負担をすることが、税負担の公平性及び線引き制度廃止の副作用としての影響度が少なくてよいのではないかと考えております。</p>
田中会長	<p>はい。ありがとうございます。 続きまして佐田尾委員、お願いします。</p>
佐田尾委員	<p>はい。 今回初めて勉強させていただきまして、内容については、なるほどなと思ったところがございます。 確かに都市計画税を廃止して、固定資産税を上げるという観点からいくと、税の公平性というのは確かに出るのかなと感じ取ったところがございます。 ただ、まつえ北商工会の地域でいいますと、鹿島、島根、美保関の地域におきましては過疎地域ということもございます。 そういう観点からいきますと、都市計画税には全く関わらない地域ばかりで、その税負担が増えるというところからいくと、なかなかこういう過疎地域等で理解がきちんと得られるのかなというのが、個人的に考えているところです。 確かに過疎地域における租税特別措置であったり、半島地域、これは八束町にかかるんですが、こういうところで新たな固定資産等を取得する場合、特例措置ということで、その恩恵は受けられますが、これはあくまでも新規に限るというところもあって、既存の部分が上がるということになれば、全体的に上がってくることになってきます。 そういうところからいくと、当地域で、税の公平性ということで、全ての方がそれでご納得されるかどうかというのは、なかなか難しいのかなあというのが、これはあくまでも個人的な感想ではございますが、そういう諸問題をどう解決するかというところが、1つあるのかなと思っ ているところがございます。</p>
田中会長	<p>はい。ありがとうございます。 続きまして折田副会長、お願いします。</p>
折田副会長	<p>はい。 前回は少しお話ししましたが、この都市計画税の使途ということで、公共下水道事業への充当ということが書いてありますが、今回 24 ページ</p>

に「下水道事業建設改良計画」という項目でいろいろ書いてあります。
ここ最近、昨日もでしたが、地震とか、そういう災害が非常に多くな
っておりまして、是非とも下水道事業とか、そういうことについて力を
入れていただいた方がいいのではないかと思って、この資料を見させて
いただいております。

田中会長

はい。ありがとうございます。

一通り委員の皆様のご発言をちょうだいいたしました。まだ言い足
らないとか、他の委員のご意見を聞いて少しコメントをしたいとか、ご
ざいますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

今までのところで、私が印象として受けた点について何点か申し上げ
ますと、1つは、これまでの松江市の都市計画税の運用等について、当
初の問題提起でもあったように、負担の公平性という点について、税制
である以上は負担の公平性を大切にする必要があるというご発言が複
数の委員からあったというのが、印象に残っております。これが1点で
す。

2つ目は、負担の公平性と直結するかどうかはともかく、仮に都市計
画税を廃止して、それを何かに代替するという場合には、少なくとも今
の都市計画税の税収である12億円を確保できるような方向で進める必
要がある。

そういう点で、全員ではないと思いますが、一定数の委員から固定資
産税に代替するという方向性を検討すればどうかというご発言があり、
その理由としては、もともと土地や家屋を持っている人に対する税金と
して作られていた都市計画税がなくなるからといって、それを財産があ
ろうがなかろうが関係なく、所得がある人達、土地や財産を持っていな
い人に負担を広げる市民税を代替するのはいかなるものかというご
発言があった。それが2つ目です。

3つ目は、仮に固定資産税に代替するという方向性にした場合でも、
償却資産の存在をどう見るのかということについてもご発言がござい
ました。

これに関しては、松江市の責任では一切なくて、国が地方税法の中で
固定資産税の基本的な仕組みを作っているのであって、固定資産税は土
地・家屋・償却資産の3つが課税対象であり、この大原則は各地方団体
が勝手に崩すということは国が認めない。

地方自治とは言っても、一国の地方自治のあり方という観点から、国
による規制のもとで固定資産税の制度がつくられているので、そういう
制度上の問題となってくる。

償却資産を多く持っている人からすると、これは一体何なんだという

納得できない思いをするのは十分理解できますが、制度としてはそういうものであるということ。

そして、委員のご発言の中で、償却資産等の負担が極めて大きくなるような場合には、例えば、産業政策の一環として何らかの対応というのもあり得るのではないかというご発言がありました。

今のが、委員のご発言をお聞きした上での私の感想というか、まとめでございます。

その上で、私個人の発言をさせていただければと思っています。

まず資料の一番最後のページで、松江市の税収は全体として1,000億円を超えていますが、その内、松江市独自の地方税としては300億円で、約3割です。

その構造はどうなっているかというと、一番大きな枠が市民税で、人口規模で言うと、約10万人で、約120億円となっている。

その大枠の中に少し小さな枠で、土地や家屋、償却資産を持っていて、固定資産税を納付している松江市民が約76,000人で、約130億円になる。

その固定資産税の枠の中で、さらに小さな枠としてあるのが都市計画税で、これを納付している人が46,000人で、12億円という構造になっている。

今問題なのは、この一番小さな枠の46,000人が納付している12億円が消えた場合にどうするのかということなのです。

住民税と固定資産税、都市計画税については、税金を課税する根拠が違っています。

住民税は、例えば文具屋さんで、仕入れが400万円に対して、売り上げが1,000万円ありました。その儲けはというと、1,000万円から400万円引いた600万円です。

この600万円という儲け、経済力があるからということで、国の所得税、そして地方では住民税が課税されています。その所得に対して支払い能力、担税力を認めて課税するというのです。

それに対して、固定資産税及び都市計画税は財産を持っていることに担税力を見いだして課税するわけです。

その理屈は分かりにくいところもありますが、例えば先ほどお話した住民税で、儲けや経済力がある人の中には単に生活のために消費をして、宵越しの金はないという人ばかりではなくて、今度はその人の経済力が財産に化ける。

その財産を持てる人というのは、持っていない人より税金の支払い能力があるということで、財産保有に対して課税するというのが、固定資産税等の課税根拠になると思います。

そうすると、財産を保有し続ける力があるということを認定して課税するということになりますが、固定資産税は相続税とは違って、所有する土地の一角を切り取って税金として納付するということは決してあ

りません。

財産を保有し続ける力は何かと言うと、その人の儲け。つまり、財産を保有する力の背後にそれを支える儲けがあるということを前提にして、固定資産税を課す。

松江市でいいますと、固定資産税の税率は1.4%で、さらに都市計画税0.2%を上乗せして、市街化区域の人は1.6%の固定資産税を納付しているのと同じことになってくるわけです。

そう考えると、円を3つ書いた場合に、一番外側の住民税、つまり、儲けに対して課税するという税金のありようと、2番目、3番目の円の中にある財産保有に対して課税するというのは、性格が違うし、相対的にいうと、財産を保有している人というものは、それなりに税金の支払い能力がより大きいと考えるからこそ、固定資産税等の負担がある。

都市計画税は何のためにあるのかという、戦後の日本がどう復興するかを考えた時に、それぞれの地域で、一定の都市部からまず発展させていこうと。そうすると、その発展が非都市部に伝播していく。そのことによって、地域が順次発展していく。

その際の財源として、本来は固定資産税のみであってもいいわけですが、松江市でいいますと、0.2%増の税負担というのは確かに納得できないかもしれないが、都市部として発展することによって利益を得るでしょうということで、おそらく説得の当部として都市計画税が設定された。

しかしこれは、松江市のみならず全国どこの自治体もですが、固定資産税と都市計画税は一定の財産を評価して、それに対して税率をかけるというのが基本構造となり、固定資産税と都市計画税が一体となって発展してきたという前提を考えると、土地や家屋を保有しているものが、その税負担能力に応じて負担するというのは、一番自然な考え方ではないかと思っています。

そういう点が1点で、都市計画税の12億円がなくなった場合には、それぞれの税金の性格とか目的、あるいは、都市計画税の歴史等を考えると、真っ先に考えるのは、土地所有者や家屋所有者に対する負担を、同様に財産を保有しているものに対して負担することができないかというのが、一番素直な制度設計だと思います。

その上で、どう考えてもそれによって不合理で、不公平な経過が生じるという場合には、さらに多くの市民が負担する市民税にするのが、制度設計の順番としては素直であるような気がします。

もう1点は、今日の事務局の資料でお示しいただいた、22ページの「都市計画税を緩和区域等に賦課した場合の試算」というこの資料は、思考実験としては十分意味があると思いますが、何度も触れていますように、松江市がこの委員会を設置した原因である、線引きを廃止するという前提と真っ向から反対と言いますか、方向性が違っているのではないかと思います。

今、松江市が線引きを廃止しようとしたのは、市街化区域とか市街化区域外とかの区別をなくして、市全体として発展していくという施策を今後展開していこうという考えが、市街化を促進するための1つの名目である。

これに対して、都市計画税を維持するというのは、ロジックとして沿わないのではないかと思います。

もっと強い表現をしますと、都市計画税を残し、広げるというのであったら、そもそも線引きを廃止するということが、そのものをもう1回見直さないといけないというロジックになる。

そこまでするのかというのを問われていると、私には思えます。

これは一種の政治決断の範疇で、私がとやかく言うことは到底できない話ですが、論理を積み重ねると、そういうことになりうるもので、そこは少し留意をされる必要があるのではないかと考えています。

あともう1点だけ情報として追加しますと、松江市もそうだと思いますが、様々な都市計画事業が都市計画税のみで100%賄えているかという点と違います。

例えば下水道整備をする場合の費用が10億円であったとしますと、約3分の1は都市計画税収入です。その次に、残り3分の1が一般財源を充てています。一般財源というのは、住民税及び固定資産税等です。

つまり、都市部の地域の人のみが都市計画税収入で都市計画事業を行って、その成果を享受するかということとはそうではありません。

あと残り3分の1は地方債、要するに借金とか、あるいは、県や国からの一定の補助金等が充てられます。

ということは、都市計画事業が都市計画税の税負担のみで実施されているかということ、違うと思います。それはなんでかということ、税金だからです。

税金というのは、誰か特定のものに対して利益を与えるというものではありません。

例えば市場のように、100円を払ってアイスクリームを買うという構造では全くないわけです。

都市計画税は目的税ですが、目的税がそれを支払った人に個別に利益を与えて、それ以外のものには利益を与えないという排斥性を持っているかということ、全く違います。目的税というのは、使い道を特定してただけです。

法律上拘束を受けるのは、法律であらかじめ決められた目的のためのみに使うという、それしかありません。

あるいは税の精神から言うと、その目的税を使って特定の人や、特定の階層にピンポイントで利益を与えるというのは、これは善意ではありません。

こう考えると、公平の議論というのが2通りあるわけです。

1つは、これまで議論してきたように、都市計画事業をしているの

に、その利益が都市計画外部の人に及ぶ場合があつて、これは不公平ではないかというこの論理は市場でアイスクリームを100円払って買うのと一緒です。自分が100円を払ったんだから、他の人には食べさせないという論理です。税金は違います。

税というのは、公共事業のより優先順位が高いものから、その地域の人がみんなで共存共栄の観点から力を合わせて進めていこうというのが本来の姿だと思いますし、そういう意味で、目的税というのは極めて例外的な存在です。

そう考えると、今日、委員の皆様がおっしゃったように、都市計画税がなくなるとした場合、その負担を、土地や家屋の所有者を中心として支えていこうという発想は、ごくごく自然に見えます。

長年、税の勉強をさせてもらっているものからすると、今日の委員の皆様のご意見は十分に賛同できるという感想を申し上げます。

今私が申し上げたことも含めて、あと追加的にご意見等ございましたら、お願いいたします。

はい。どうぞ。

出川委員

はい。

田中会長のおっしゃるご意見、お話としては、都市計画税と固定資産税は非常に親和性が高いというところに尽きるのかなと思いますが、その資産、その担税力がある部分に求めているというところで、親和性が高いということは理解できます。

ただ一方で、その資産の中で見たときに、有効利用の価値の高い資産と、その有効利用度が低い資産が同じように、一緒くたの中で課税されているという部分について、納得感が得られるかというところが、非常に懸念するところでもあります。

簡単に言うと、駅前の施設が非常に充実しているところ、日本海岸近くとか、山間部の方で、先ほど過疎という言葉が出てましたが、そういうところが同じように資産というひとくくりの中で、課税が同じように適用されて、固定資産税の税率を上げるということは、すなわち、そういうところも一緒くたに上がっていくわけです。そういうところで納得感が得られるのか。

特に今回、線引き制度の廃止という副作用的な側面が強いかなと感じていますので、そういうところで、広く市民などから納得感が得られるような説明ができるかどうかというところを懸念すると、田中会長が先ほどおっしゃった、線引き制度そのものに対する否定に繋がるんじゃないかというところで言われたかもしれないですが、実際、出雲市も非線引きですが、用途地域に課税しているということを踏まえると、まだ都市計画税を維持した上で、用途地域指定があるところ及び、その用途地域指定と同等の利用度がある緩和区域とかに課税していくことの方が、

	<p>公平性に資するのでないかなと思っています。</p>
<p>田中会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>そういうご意見があるのは十分承知していますし、今、出川委員のおっしゃった考え方も十分成り立ち得ると承知をしております。</p> <p>それはいろいろな考え方というのは当然あるし、他の委員が申し上げましたように、議論、あるいは話をしていくレベルがいくつかあって、それこそ損得の関係で、こういうふうにして負担が増えるのは自分にとってどうかという議論も含めて、それを一応置いといたらこうなるかとか、いろいろな議論を入れてくださるので、それはその上で、最終的に落とすところをどうするかというのは、いろいろな考え方があり得ると思っておりますので、今、出川委員がおっしゃったことも、それはまた事務局でもどうするかという検討をしていただけたらと思っています。</p> <p>あといかがでしょうか。</p> <p>はい。お願いします。</p>
<p>高須委員</p>	<p>はい。</p> <p>勉強すれば勉強するほど、今、袋小路に入ってくるなと思いますが、先ほど出川委員がおっしゃったように、私も、本当に都市計画税を廃止することだけが負担の公平性を解決できる策なのかというところは、もう少し突っ込みたいなと思っていて、例えば、都市計画税を廃止しませんということを考えたときに、田中会長は、それは線引きの廃止と真っ向から対立するのではないかとおっしゃったかなと思います。</p> <p>線引きの廃止で何ができるようになるかという、いろいろな場所で、いろいろなチャレンジができるようになりますよという、利用度の自由が担保されるということと、都市計画税を徴収しませんということは、どれぐらい関係性を検討していけばいいのかなということを改めて、もう1回見直して考えて、理解した方がいいのかなと思ったところです。</p> <p>もう少しその辺りを教えていただけると頭がすっきりする気がいたしました。</p>
<p>田中会長</p>	<p>はい。ありがとう。ございます。</p> <p>はい。お願いします。</p>
<p>出川委員</p>	<p>はい。</p> <p>事務局に伺いたいんですが、線引き制度を廃止して、その土地の利用</p>

度というのは私としては、市街化調整区域の緩和区域はほぼ準市街化区域と言っていいぐらい有効利用の高い地域だと思っております。

線引き制度が廃止になると市街化調整区域というものがなくなって、緩和区域の扱いなど、どうなるのか分からないところもあるので、そういう部分も含めて、線引き制度が廃止になった上で、市街化調整区域、緩和区域とか、資料で挙げられてる大規模住宅団地とか、宍道都市計画区域内の用途地域があるところ、ないところはそのまま同じなのかもしれないですが、線引き制度の廃止によって、調整区域の、特に緩和区域のようところがどのような扱いになってくるのかかということを見通しでも結構なので、教えていただければと思います。

田中会長

はい。お願いします。

陶山次長

都市政策課の課長をしております陶山でございます。

この地域の取り扱いについて、昨年度2月に都市計画審議会、あるいは、まちづくり対策特別委員会で議会にも説明させていただいております。

その内容を申しますと、同じ緩和区域と言いましても、市街化区域に近い緩和区域、あるいは、本庄、秋鹿という郊外の、市街化区域から離れた、緩和区域というのもございます。

その中で、今回、用途地域を張る部分は、ある程度の開発の圧力に対して、どのように適正な土地利用を導くかという観点で、この用途地域を指定するというものでございまして、緩和区域についても開発ニーズの高いところと、開発ニーズのないところでは、その土地の使い方のコントロールの強度を変えるべきかなというところまで発表させていただいております。

先ほどからいろいろなお話が出ていますが、この線引きを廃止するから都市計画税がなくなるというのは、当然、課税根拠を失うという構造的な部分もあると思います。

そもそも都市計画税自体が土地の使い方、自由度によって課税されるものだという考えは、私はないと思っております。

というのは、仮に自由度に応じて課税の範囲を変えていくということになりますと、むしろ都市計画区域外、こちらはもうフリーに近いです。

そうすると、むしろそちらのほうが、自由度が高いので、課税をもっと高くするべきではないかという論に繋がってくる可能性があるのではないかと思います。

都市計画の中で都市計画事業というのを計画的に行ってきておりますが、これは高度成長期から、まずどこを集中的に都市基盤の整備をするかというのが背景にあった中で、都市計画税制度があって、目的税で

<p>田中会長</p>	<p>すから、そこの目的のみとして課税負担を強いて、そこの利便性を高める、都市化をするために使ってきたものです。</p> <p>ただそれが近年になりますと、成熟社会、要するに、拡大がある程度おさまってきて、経済成長も安定をし、尚且つ、そういう状況になった中で都市計画事業が大分進んできて、下水道で言えば100%に近い状態になってるという中で、その目的を持った課税が今後必要なのかというところの議論をこのステージの中でしていただくべきなのかなという、個人的な見解も入っておりますが、そういうふうに捉えているところです。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>出川委員のご提案も含めて、今、事務局からもありましたように、そもそも松江市の都市計画税というのはどういう発展を経て、今どうなっていて、その上で、線引き廃止との関連でどういう意義ないし、課題があるのかということも含めて、次回改めて検証をするということによろしくございますか。</p> <p>そういうことを含めて、線引きを廃止するということと、都市計画税を廃止するということ、そして、その後どうするのかという、こういう流れの中で、今日の委員のご発言の中には私が先ほど言ったように、ある程度の方向性があるようには見えますが、今日のご意見や、あるいは、ご質問を十分踏まえた上で、具体的な事実関係とかをもう一度事務局で整理していただいて、再度、こういう方向で確定をしていこうという議論をさせていただければと思っております。</p> <p>そのような方向でよろしくございますか。</p> <p>では、そのようにさせていただきます。</p> <p>本当に今日は長時間、委員の皆様から貴重なご意見をちょうだいしまして、本当にありがとうございます。</p> <p>それでは進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>5. その他</p> <p>佐目部長</p>	<p>財政部長の佐目でございます。</p> <p>まずもって、田中会長には円滑な議事運営に加えまして、活発な議論を導いていただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>また委員の皆様方からは、本当に様々な立場で、真摯な、貴重なご意見をいただいたことを重ねて感謝申し上げます。</p> <p>今日お聞きした中で、いわゆる負担の公平性、これは税制だからこそ、しっかりと大事にすべきだというのがベースだろうと感じました。</p>

<p>石倉課長</p>	<p>その上で、田中会長からは税制上の視点でどう考えるかというご意見もございましたし、次回に向けては、この税のあり方検討委員会で議論をスタートするきっかけになりました、線引き制度によらない新しい土地利用制度。</p> <p>こういうことについても、現状出せる範囲で資料をお示しして、当然、税制側との関係性を整理していきたいと考えております。</p> <p>本当にいろいろなご意見を聞かせていただいたことに改めて感謝を申し上げまして、私からお礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>本当にありがとうございました。</p> <p>次第の「3. その他」として記載をしておりますが、次回は本年10月下旬から11月上旬の開催を予定しております。</p> <p>改めて日程調整の上、開催通知をお送りいたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。</p>
<p>閉会</p> <p>石倉課長</p>	<p>それでは、以上をもちまして第3回松江市土地利用制度の見直しに係る税のあり方検討委員会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>